

小千谷商工会議所

小千谷市本町2-1-5

TEL:0258-81-1300

FAX:0258-83-3632



厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」

厚生労働省は新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業者を支援するため、雇用調整助成金の更なる拡大を行う予定です。

※概要は下記の通りです。更なる詳細は政府発表以降更新します

【概要】

拡充1:休業手当の支払率60%超の部分の助成金を特例的に10分の10とする

→中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10分の10とする

(※教育訓練を行わせた場合も同様)

拡充2:1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10分の10とする

→休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10分の10とする

○新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること。

○以下のいずれかに該当する手当を支払っていること

1. 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
2. 上限額(8,330円)以上の休業手当を支払っていること(支払率60%以上である場合に限る)

〈※教育訓練を行わせた場合も同様〉

～ご参考～

厚生労働省 HP より

「新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の特例措置の更なる拡充について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11041.html

「雇用調整助成金の更なる拡充について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000625165.pdf>

問い合わせ先

厚生労働省職業安定局雇用開発企画課

TEL:03-5253-1111